

# 指導・監査について

H30.3.19(月)午後

福祉総務課 指導監査係

# 指導について

		指導にあたっての基本的方針	効果	
指導	集団指導	<p>制度管理の適正化のための指導については、都道府県市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定事務の制度説明 →「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」</li> <li>②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 →「監査指導の権限行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」</li> <li>③介護報酬請求に係る過誤・不正防止 →「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」</li> </ul>	<p>制度の理解 不正の防止</p>	<p>制度管理の 適正化</p>
	実地指導	<p>実地指導は、施設・居宅サービス等を行う事業者に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じ厚生労働省(本省及び地方厚生局)との合同により実施</p>		
	運営指導	<p>○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等については、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性の理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施。</p>	<p>高齢者虐待防止 身体拘束禁止</p>	<p>より ケアの 実現</p>
	報酬請求指導	<p>○ 各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導。</p>	<p>不適正な請求 の防止</p>	
		<p>※ 運営基準違反又は不適切な請求等が確認された場合 → 一般行政指導(必要に応じ過誤調整) → 監査への変更(利用者の生命等に危険がある場合など)</p>		

# 平成29年度 文書指摘事項

## <人員基準>

- ①利用定員が11人以上であるにもかかわらず、サービス提供単位ごとに、看護職員を1以上配置できていない。また、看護職員の人員欠如に係る減算がなされていない。

## <運営基準>

- ①従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報、在職中はもとより退職後においても漏らすことのないよう、従業者から誓約書を徴する等の措置を講じていない。

## <介護報酬>

- ①個別機能訓練加算Ⅰの算定に係る常勤の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員として従事できているかが明らかでない。

# 平成29年度口頭指導事項

## <人員基準>

- ①生活相談員について、サービス提供日ごとに、サービス提供時間帯の時間数以上を配置できていない。

## <設備基準>

- ①非常口の前に備品等があり、非常災害時の避難に支障をきたす。
- ②浴室やトイレの利用者の手が届く場所に、掃除用化学洗剤等がある。
- ③個人情報について、鍵付き書棚に保管する等、漏洩防止に努めていない。

## <運営基準>

- ①個別サービス計画の作成及び見直しが遅延している。
- ②サービス提供記録にサービス提供内容のみが記載され、利用者の心身の状況等に係る記載がない。
- ③サービス担当者会議に係る記録(日時、出席者、検討内容等)がなされていない。
- ④研修に係る記録(実施日時、内容、参加者等)がなされていない。

# 平成29年度口頭指導事項

- ⑤事故報告とヒヤリハット報告の使い分けができていない。  
また、事故報告に再発防止策の記載がない。
- ⑥重要事項説明書の利用料の額が、介護報酬改定前のものになっている。

## <介護報酬>

- ①介護職員処遇改善計画を介護職員へ十分に周知できていない。
- ②個別機能訓練計画を多職種共同で作成していることが明らかでない。
- ③個別機能訓練加算Ⅱに係る個別機能訓練計画の目標が、生活機能への働きかけに係る内容になっていない。また、具体性に乏しい。  
(個別Ⅰ→身体機能、個別Ⅱ→生活機能)
- ④個別機能訓練加算に係る3月に1回の利用宅訪問に係る記録がない。
- ⑤個別機能訓練の実施に係る記録(実施時間または回数、訓練内容、担当者等)が十分ではない。
- ⑥サービス提供体制強化加算について、今年度の職員配置実績をもとに、翌年度も算定可能かの確認が行われていない。

# 送迎について

## <送迎車に係る長崎市に寄せられたご意見>

- ①荒い運転をしている。
- ②駐車禁止の場所に無断で駐車している。
- ③狭い道に駐車し、通行の妨げになっている。
- ④上記の注意を運転手に注意しても、運転手が謝罪しない。

## <事業所における具体的な取り組み事例>

- ①朝、夕方の送迎前に「安全運転5か条」の唱和をする。
- ②運転前に毎回、免許証の確認を行う。
- ③新たに送迎車の運転を任せるにあたり、管理者が事前に運転状況を確認する。
- ④無事故日数を掲示し、記録の更新を目指す。
- ⑤玄関扉の目線の位置や送迎車の目につく位置に、安全運転に係る標語を掲示する。
- ⑥利用者全員を送り届けた後、事業所に今から帰る旨連絡し、気を引き締める。

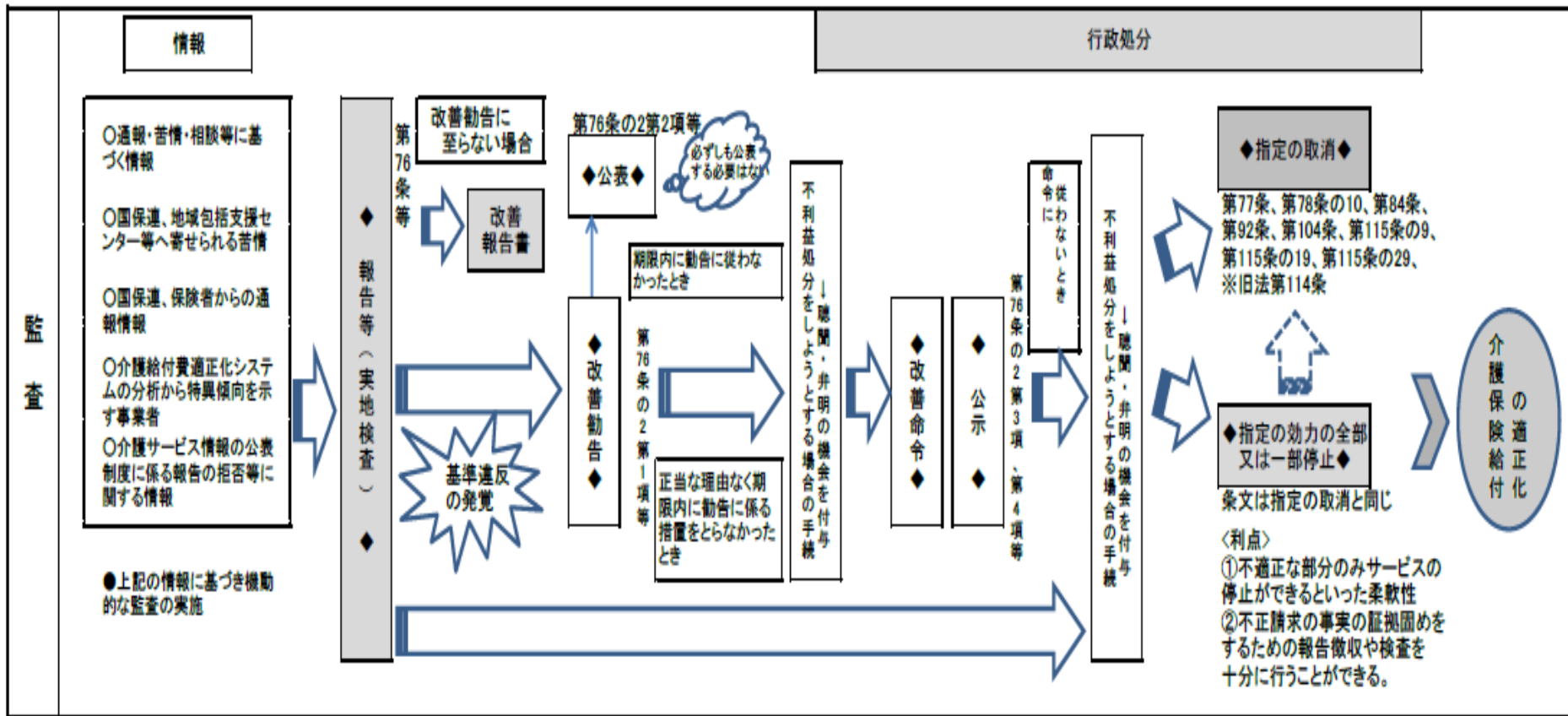
# 報酬返還を求めることがある事項(例)

- ①個別サービス計画が作成されていない
- ②サービスの提供記録がない
- ③指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を配置していない
- ④定員超過利用に該当する
- ⑤加算要件を満たしていない
- ⑥適正な報酬区分で請求がなされていない

## その他留意していただきたい点

- ①複数の事業所(介護保険サービス事業所と有料老人ホーム等)で勤務する職員について、それぞれの事業所での勤務時間を明確に区分できているか。
- ②宿泊デイサービスの場所または短期間利用する有料老人ホーム等を「居宅」とみなし、訪問介護や福祉用具等のサービスを利用させる等の不適切な状態になっていないか。

# 監査に係る行政指導及び行政処分について



(参考)「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001厚生労働省老健局長通知)

※健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の方



# 行政処分について

行政処分とは・・・

## 改善命令(介護保険法第76条の2)

勧告(行政指導)を受けた場合に、正当な理由なく期限内に改善の措置をとらなかつたときは、当該事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

また改善命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

## 指定の取消等(介護保険法第77条)

上記改善命令に従わないとき、当該事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

# 指定の取消等の主な事由について

- ①人員に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- ②設備及び運営の基準を満たすことができなくなったとき。
- ③居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- ④監査において報告又は帳簿類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑤事業者又は従業者が監査において出頭を求められたが応じず、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。
- ⑥事業者が不正の手段により指定を受けたとき。
- ⑦その他事業者が居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為などをしたとき。
- ⑧事業者が利用者の人格尊重義務違反をしたとき。                      など

※改善勧告・改善命令を行っても是正されない場合に取消等を行うが、利用者に生命の危険を及ぼす恐れがある場合、不正な手段により指定を受けた場合や悪質な不正請求の場合等は、改善勧告、改善命令を経ずに指定の効力の停止や指定取消処分を行うこともありうる。

# 行政処分に係る程度の決定について

- ①公益侵害の程度
- ②故意性の有無
- ③反復継続性の有無
- ④組織性・悪質性の有無

その他、事業者の運営管理体制等の配慮すべき要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

# 最後に・・・

虐待や不適切な報酬請求、人員基準等を遵守できていない状態を事業所内で発見した際の対応により、事業所の姿勢が問われます。

隠ぺいや虚偽の報告等の行為は事態を悪化させるものであり、悪質とみなされます。

問題を正面からとらえ、速やかな初期対応(事実確認、組織的な情報共有や対応策の検討、原因分析や再発防止の取り組み、市への報告等)により、透明性を確保し、早期解決を図っていくことが大切です。